



2019年5月31日

各 位

会 社 名 岡本硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 毅
(J A S D A Q ・ コード 7746)
問合せ先 財務部長 風間 卓
電 話 04-7137-3111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月29日開催予定の第73回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役会長の株主総会および取締役会における役割並びに各取締役の職務分担を明確にするため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ②取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ②取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月29日

定款変更の効力発生日 2019年6月29日

以上